

## 消防情報システム開発業務に関する協定書

消防指令業務の共同運用に関する基本協定書第5条の規定に基づき、大阪市（以下「甲」という。）及び松原市（以下「乙」という。）は、消防情報システムの開発業務に関して、必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発業務とは、消防情報システム開発業務（プロジェクト管理、設計、製造、移行、研修、訓練、機器搬入及び機器設置をいう。）及び消防情報システム開発支援業務をいう。
- (2) 個別機器とは、消防情報システムのうち、甲及び乙が個別に使用する機器（ソフトウェアを含む。以下この号において同じ。）をいい、甲及び乙が共通して使用する機器を除く。

### （実施主体）

第2条 開発業務に係る事務は、甲が行う。

### （経費負担）

第3条 開発業務に要する経費は、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 個別機器に関する経費は、甲及び乙がそれぞれの使用に係る個別機器に関するものを負担するものとする。
  - (2) 前号の経費以外の経費は、甲及び乙が、令和2年度におけるそれぞれの基準財政需要額のうち消防費の合計に対するそれぞれの消防費の割合に応じて負担するものとする。
  - (3) 前号の規定による負担割合は、甲にあつては96.20%、乙にあつては3.80%とする。
- 2 前項の規定により甲及び乙が負担する経費に1円未満の端数が生じる場合については、当該経費に生じた端数の大きい市の額から当該端数を切り上げるものとし、もう一方の市が負担する当該経費に生じた端数を切り捨てるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により乙が負担する経費のうち甲から請求があったものを、当該請求があった年度の甲の出納が地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5の規定により閉鎖する日までに甲に支払うものとする。

(相互協力)

第4条 甲及び乙は、開発業務受注者との調整、各種事務手続その他の準備が円滑に行えるよう相互に協力しなければならない。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定の施行に関して必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本協定は、締結の日から施行する。
- 2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保管するものとする。

令和3年3月29日

甲：大阪市

代表者 大阪市長

松 井 一 郎

乙：松原市

代表者 松原市長

澤 井 宏 文